第１編　総則

第１章　総則

第１節　計画の目的

第１　趣旨

坂戸市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定及び防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、坂戸市防災会議（以下「市防災会議」という。）が策定する計画であり、防災関係機関が行うべき事務及び業務の大綱を定めて、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、万全を期することを目的とする。

第２　計画の構成

この計画は、以下の６編をもって構成している。

第１編　総則
第２編　震災対策編
第３編　風水害対策編
第４編　複合災害対策編
第５編　広域応援編
第６編　事故災害対策編

第１編総則は、計画全般にわたる基本理念を示すとともに、市の防災体制や各関係機関の役割などの共通事項を整理したものである。

第２編震災対策編は、地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、火山噴火降灰対策は本編の第６章に記載している。

第３編風水害対策編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、雪害対策については本編の第５章で記載している。

第４編複合災害対策編は、地震と風水害等が複合して発生した場合の対策を示す。

第５編広域応援編は、首都圏広域災害時等に県内外他市町村の応援が必要となる場合、あるいは県内外他市町村からの応援要請があった場合の、国と県と協働した上での全体の流れを示す。

第６編事故災害対策編は、火災、危険物等災害、放射性物質及び原子力発電所事故災害、鉄道事故、航空機事故などについて、それぞれ対策をまとめたものである。

【坂戸市地域防災計画の構成】

- 第１編　総則
  - 第１章　総則
    - 第１節　計画の目的
    - 第２節　計画の位置付け
    - 第３節　坂戸市の概況
    - 第４節　防災の基本理念
    - 第５節　計画の効果的推進
  - 第２章　防災体制
    - 第１節　坂戸市防災会議
    - 第２節　坂戸市水防協議会
    - 第３節　防災機関等の役割
    - 第４節　防災体制
  - 第３章　防災訓練
    - 第１節　基本方針
    - 第２節　現況と実施計画
  - 第４章　調査研究
    - 第１節　基本方針
    - 第２節　実施計画
- 第２編　震災対策編
  - 第１章　総則
    - 第１節　坂戸市の地震の概要
    - 第２節　地震被害想定
    - 第３節　災害対応の方針
    - 第４節　施策の体系
  - 第２章　施策ごとの具体的計画
    - 第１節　自助、共助による防災力の向上
    - 第２節　災害に強いまちづくりの推進
    - 第３節　交通ネットワーク・ライフライン等の確保
    - 第４節　応急対応力の強化
    - 第５節　情報の収集・共有・伝達体制の整備
    - 第６節　医療救護等対策
    - 第７節　帰宅困難者対策
    - 第８節　避難対策
    - 第９節　災害時の要配慮者対策
    - 第10節　物資供給・輸送対策
    - 第11節　市民生活の早期再建
  - 第３章　災害復興
    - 第１節　基本方針
    - 第２節　実施計画
  - 第４章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置
    - 第１節　基本方針
    - 第２節　実施計画
  - 第５章　北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置
    - 第１節　基本方針
    - 第２節　実施計画
  - 第６章　火山噴火降灰対策
    - 第１節　基本方針
    - 第２節　実施計画
  - 第７章　最悪事態への対応

- 第３編　風水害対策編
  - 第１章　総則
    - 第１節　坂戸市における風水害の概況
    - 第２節　施策の体系
  - 第２章　施策ごとの具体的計画
    - 第１節　自助、共助による防災力の向上
    - 第２節　災害に強いまちづくりの推進
    - 第３節　交通ネットワーク・ライフライン等の確保
    - 第４節　応急対応力の強化
    - 第５節　情報の収集・共有・伝達体制の整備
    - 第６節　医療救護等対策
    - 第７節　避難対策
    - 第８節　災害時の要配慮者対策
    - 第９節　物資供給・輸送対策
    - 第10節　市民生活の早期再建
    - 第11節　竜巻等突風対策
  - 第３章　災害復興
    - 第１節　基本方針
    - 第２節　実施計画
  - 第４章　大規模水害対策
    - 第１節　基本方針
    - 第２節　具体的取組
  - 第５章　雪害対策
    - 第１節　基本方針
    - 第２節　実施計画
- 第４編　複合災害対策編
- 第５編　広域応援編
- 第６編　事故災害対策編
  - 第１節　火災対策計画
  - 第２節　危険物等災害対策計画
  - 第３節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画
  - 第４節　農林水産災害対策計画
  - 第５節　道路災害対策計画
  - 第６節　鉄道事故・施設災害対策計画
  - 第７節　航空機事故対策計画

※　第２編から第５編までの各施策について、＜予防・事前対策＞、＜応急対策＞、＜復旧対策＞の３つの段階に分けて記載している。

第３　計画の用語

本計画において、略して表記した用語の意味は、次のとおりである。

市	坂戸市
本計画	坂戸市地域防災計画
県	埼玉県
県防災計画	埼玉県地域防災計画
災対法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
防災関係機関	指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等
協定締結団体等	災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体・企業等
県地震被害想定調査	平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

第２節　計画の位置付け

第１　計画の推進及び修正

市は、災害事前予防対策に係る本計画の内容について、各課において推進するとともに、本計画の総合的な施策展開を図るために、防災安全課が進行管理に当たる。

今回の改定は、国において行われた防災基本計画の見直しや県防災計画の改定を踏まえ、本計画の充実・強化を図るために、計画の構成、内容について修正を行う。

第２　他の計画との関係

本計画は、災対法に定められた市に関わる災害対策に関する基本的、総合的な計画であり、県防災計画との整合を図る。

また、本計画は坂戸市総合計画の防災に係る分野別計画として位置付けるものである。加えて、坂戸市国土強靱化地域計画による強靱化に関する指針とも整合させるものである。

【他の計画との関係】

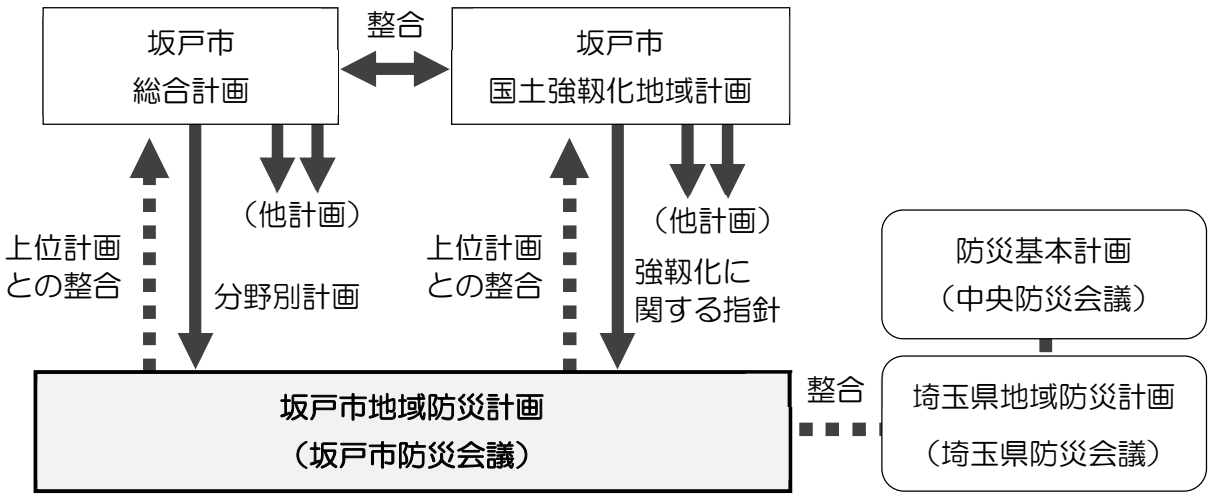

第３節　坂戸市の概況

第１　自然条件

１　位置と面積

市は、埼玉県のほぼ中央、東経139度24分、北緯35度57分（市役所庁舎）に位置し、東西12.7km、南北9.3km、面積41.02k㎡の広さである。

２　地勢

地勢は、概ね平坦であるが、西端は毛呂山丘陵の一部をなす城山があり、この丘陵を背に高麗川が南西から東へ貫流し、北部及び東部市境をなす越辺川に合流している。河川沿いは、低地を形成しているが、高麗川を挟み、南東部は坂戸台地、北西部は毛呂山台地となっている。地質は地形を反映し、丘陵となる城山は飯能礫層、坂戸・毛呂山台地はローム層、低地は概ね三つに分かれ、高麗川・越辺川上流は砂礫、高麗川と越辺川合流後の下流域は粘性土と砂質土、台地内河川は腐植土主体の軟弱地層が覆っている。

【坂戸市の地質】

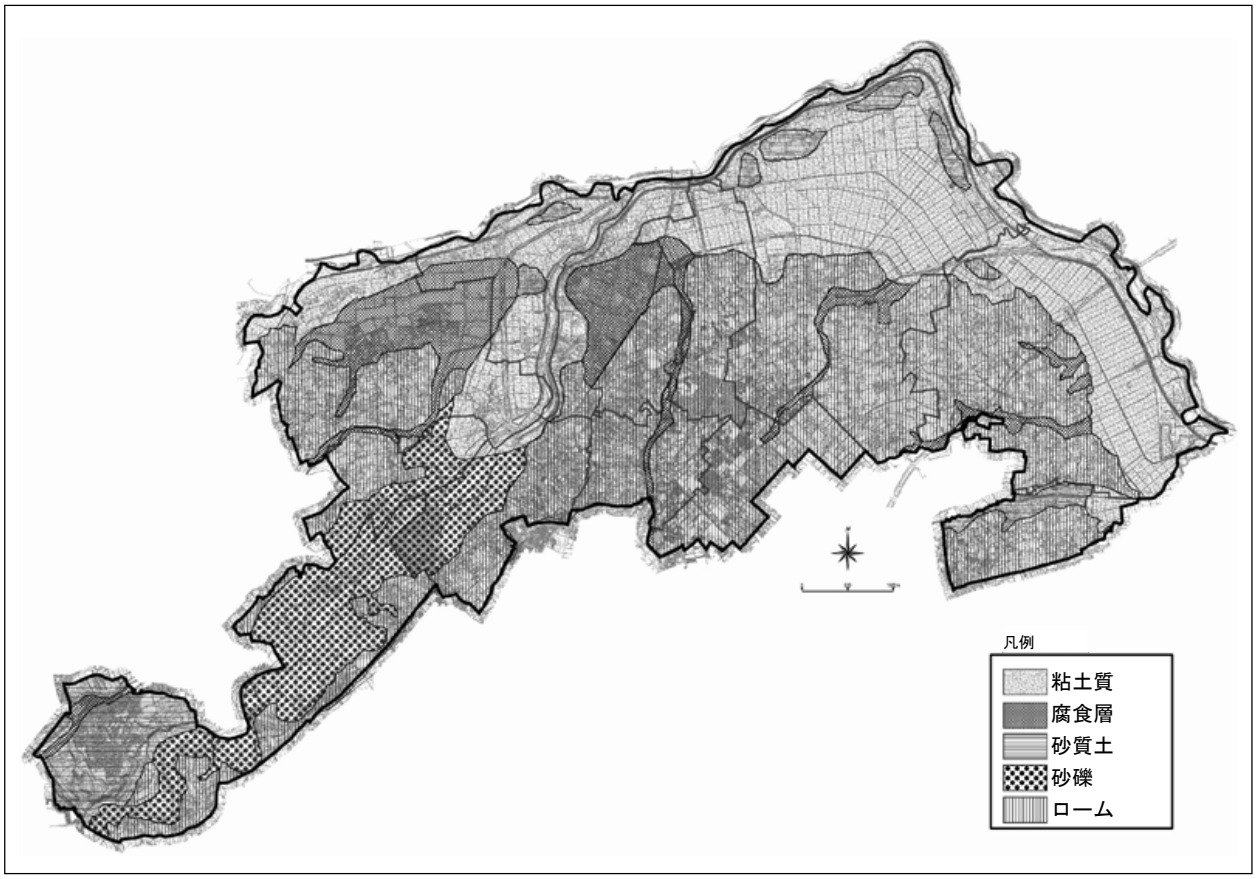

３　河川等

市の河川は、一級河川として越辺川、高麗川、葛川及び飯盛川（一部雨水幹線）があり、準用河川は谷治川がある。

また、下水道施設として大谷川雨水幹線がある。

４　気候

市の気候は太平洋側気候に属し、夏は高温で、冬は晴天の日が多く、北西の季節風が吹き乾燥する。

平成15年から令和４年の20年間の平均をみると、年平均気温は15.5℃、最高気温38.0℃、最低気温-5.1℃、年間降水量1319.8㎜となっている。

月別でみると、令和４年の平均気温は７月が27.6℃、８月が27.5℃と高く、１月が3.9℃、２月が4.2℃と低くなっている。降水量は９月が281.0㎜、７月が273.5㎜と多い。

【市の過去20年間の気象状況（坂戸・鶴ヶ島消防組合）】

年次	気温（℃）			降水量（㎜）	
	平均	最高	最低	総降水量	１日最大
H15	14.9	37.7	-5.4	1410.0	88.5
H16	16.1	38.8	-5.5	1467.0	165.0
H17	14.7	36.4	-5.1	1308.0	93.5
H18	15.0	36.7	-5.4	1416.0	132.5
H19	15.5	39.1	-2.6	1081.5	103.0
H20	15.1	36.7	-3.8	1429.0	88.0
H21	15.4	37.2	-4.3	1142.0	95.5
H22	15.6	37.9	-5.0	1264.0	64.5
H23	15.4	39.8	-6.8	1318.5	193.5
H24	14.9	37.5	-6.2	1214.0	113.5
H25	15.5	38.4	-5.3	1140.5	120.5
H26	15.1	38.4	-4.6	1490.0	128.0
H27	15.8	37.9	-3.5	1322.0	172.5
H28	15.6	36.7	-5.8	1133.0	133.0
H29	15.0	36.8	-5.9	1347.0	128.5
H30	16.3	39.9	-6.0	1092.0	55.5
R1	16.0	37.6	-4.5	1715.0	302.5
R2	16.0	39.3	-4.1	1453.0	104.5
R3	15.8	37.5	-6.1	1363.5	74.0
R4	15.8	39.3	-5.3	1289.0	166.5

【月別平均気温と降水量（坂戸・鶴ヶ島消防組合：令和４年）】

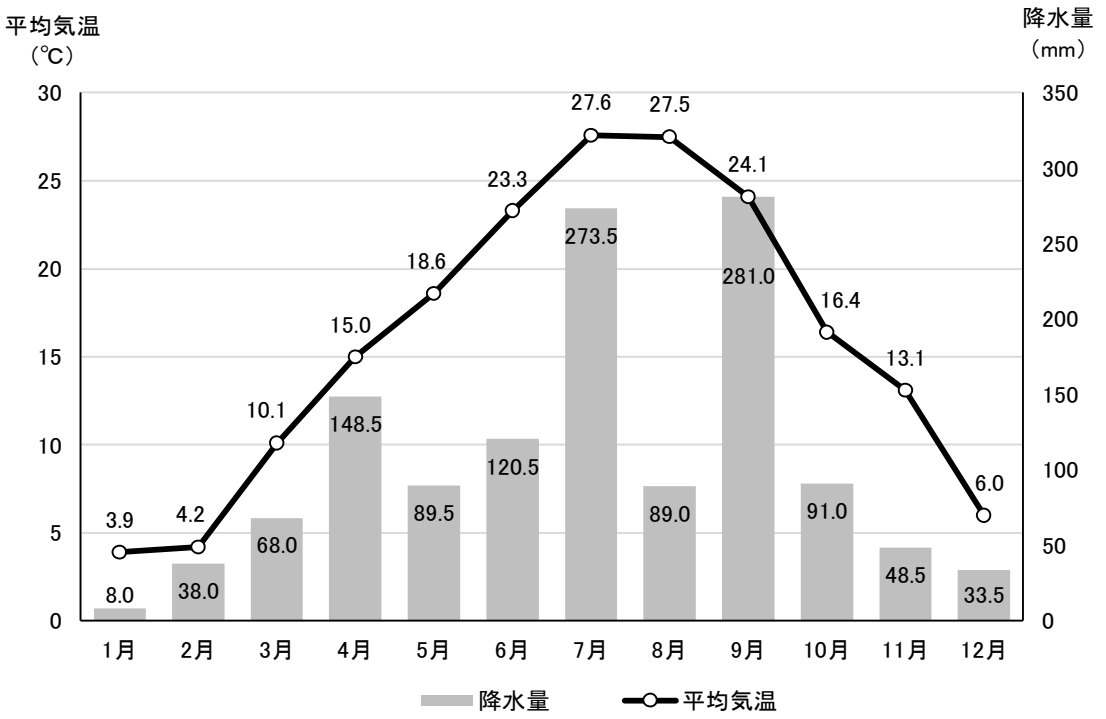

第２　社会環境

１　人口

市の人口は、令和２年10月１日時点で、100,275人、44,555世帯（令和２年国勢調査）である。人口推移を見ると、ＵＲ都市機構や民間の開発による宅地化が急速に進行した昭和45年から50年にかけて88.0％の増加率を示しており、その後も増加が続いたが、平成７年以降は微増と微減を重ね、概ね100,000人前後となっている。

近年は高齢化※が進行し、令和６年の高齢化率は30.2％であり、年々全国及び県よりも高くなっている。

※高齢化：総人口に占める65歳以上の割合が高くなること。一般に高齢化率７％以上を「高齢化社会」、14％以上を「高齢社会」、21％以上を「超高齢社会」と呼んでいる。

【人口・世帯の推移（国勢調査：各年10月１日時点）】

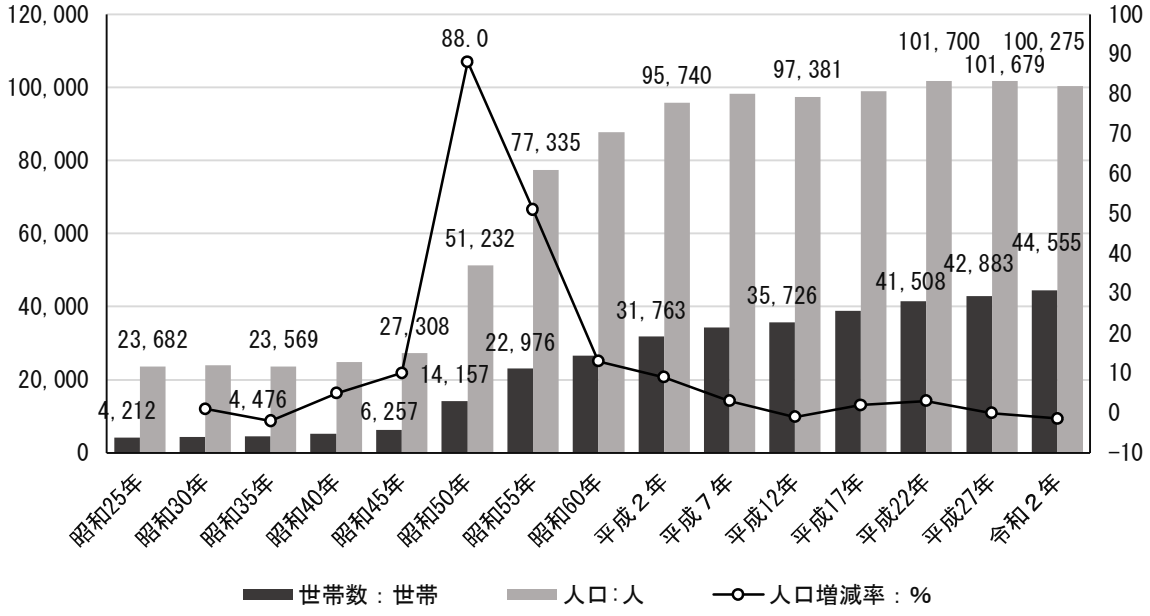

【高齢化率の推移（住民基本台帳：各年１月１日時点）】

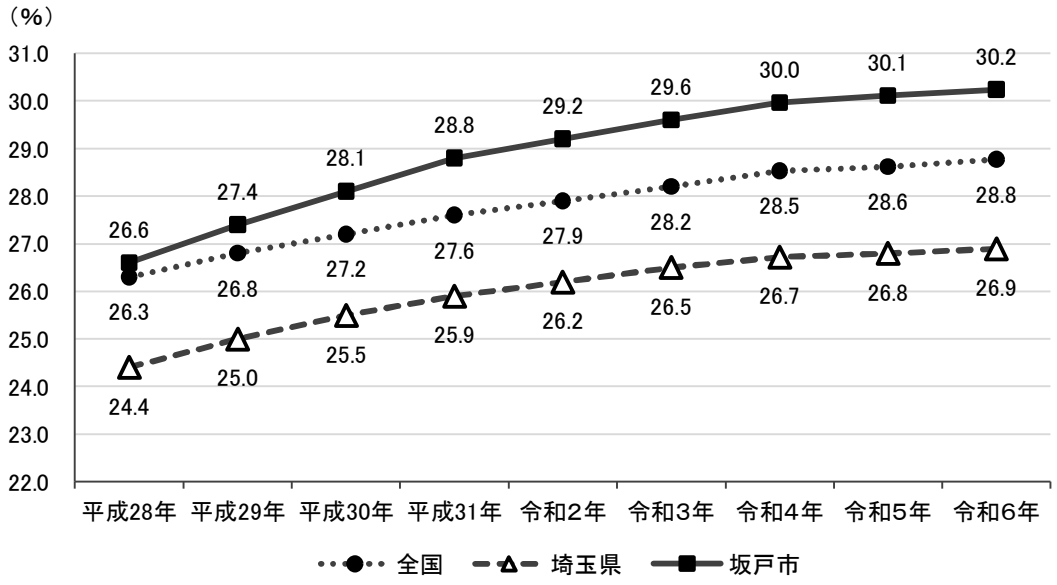

令和６年４月１日時点の年齢別人口では、70歳代の団塊の世代前後の年齢層と、団塊ジュニアに当たる45～54歳前後の年齢層が多い。

令和６年の乳幼児、障害者手帳所持者、要支援・要介護認定者、外国人等の要配慮者は16,134人であり、市人口の約16%を占めている。

【坂戸市の男女別年齢別人口（住民基本台帳：令和６年４月１日時点）】

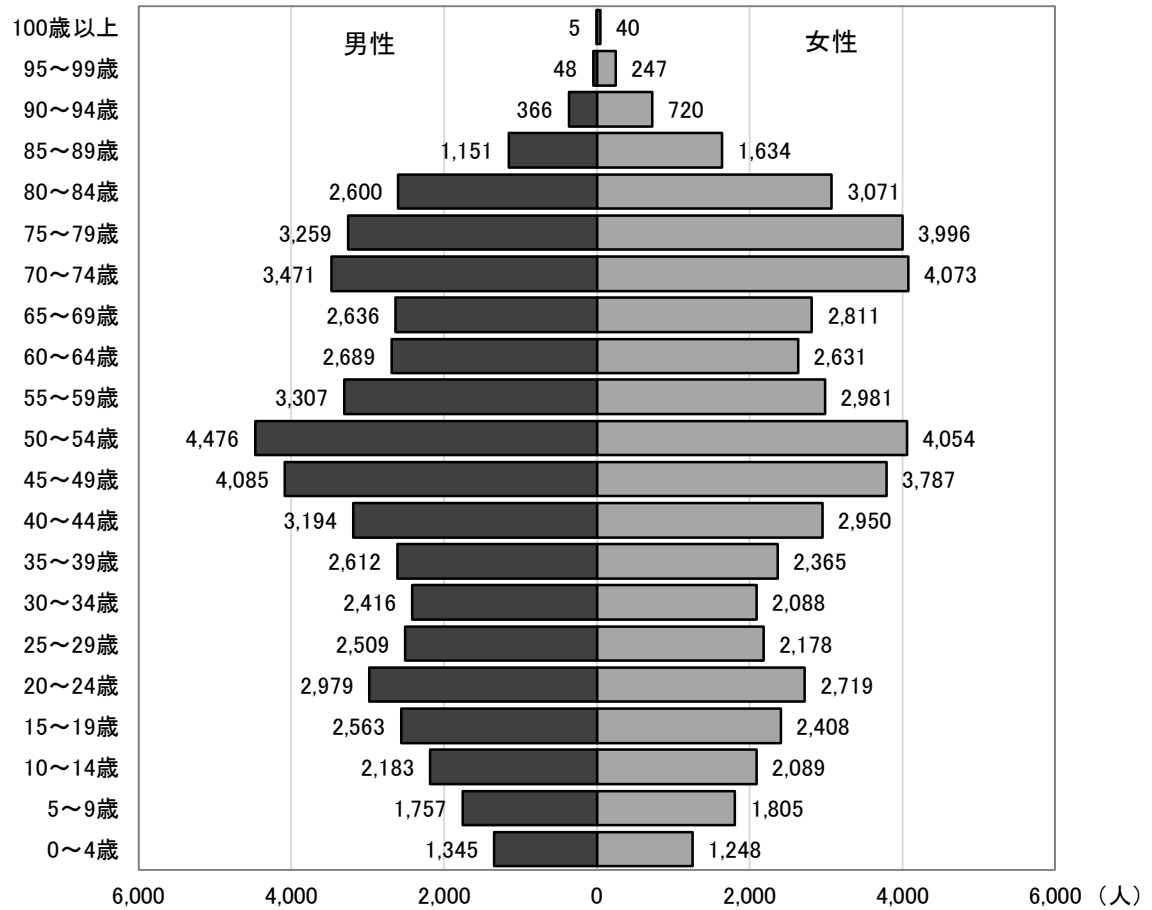

【要配慮者の状況】

項　目		人　数
乳幼児（０～５歳児）		3,233
障害者手帳所持者	身体障害者手帳所持者	2,739
	精神障害者保健福祉手帳所持者	1,002
	療育手帳所持者	787
要支援・要介護認定者	要支援認定者	1,381
	要介護認定者	3,516
外国人		3,476
計		16,134

乳幼児、外国人　住民基本台帳：令和６年４月１日時点
障害者手帳所持者　身体障害者手帳交付状況：令和６年３月31日時点
　　療育手帳交付状況：令和６年３月31日時点
要支援・要介護認定者　介護保険事業状況報告：令和６年３月31日時点

２　宅地化の変遷

市は、東京都心から45km圏という地理的条件に恵まれ、昭和40年代後半から独立行政法人都市再生機構（以下「ＵＲ都市機構」という。）や民間開発による宅地化が急速に進行し、東武東上線及び東武越生線の各駅を中心に市街地が形成されてきた。また、市東部及び西部には工業団地があることも特徴となっている。

【宅地化変遷（1/50,000地形図等より作成）】

昭和28年（1953年）

昭和50年（1975年）

平成24年（2012年）

３　交通

鉄道は東武東上線の若葉駅、坂戸駅、北坂戸駅、東武越生線の西大家駅があり、東京・神奈川方面へのアクセスに優れている。

道路網については、高速道路は関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市内を走っており、インターチェンジも整備されている。また、国道407号が市内のほぼ中央部を南北方向に走っており、市内の道路網の骨格となっている。

【市内主要道路・公共交通機関】

４　土地利用

市の土地利用を地目別土地利用面積で見ると、令和６年１月１日時点では、田が16.3％、畑が15.2％、宅地が26.7％、池沼が0.1％、山林が2.5％、原野が1.3％、雑種地が5.7％、その他が32.2％となっており、田、畑が占める割合が高い。平成26年以降、田、畑、山林、原野、雑種地が微減、宅地が微増している。

また、土地利用規制では、市街化調整区域が特に多く73.9％、市街化区域が26.1％であり、市街化区域は住居系用途地域が74.4％を占めており、住宅都市としての性格が表れている。

【地目区別土地利用面積割合（各年１月１日時点）】

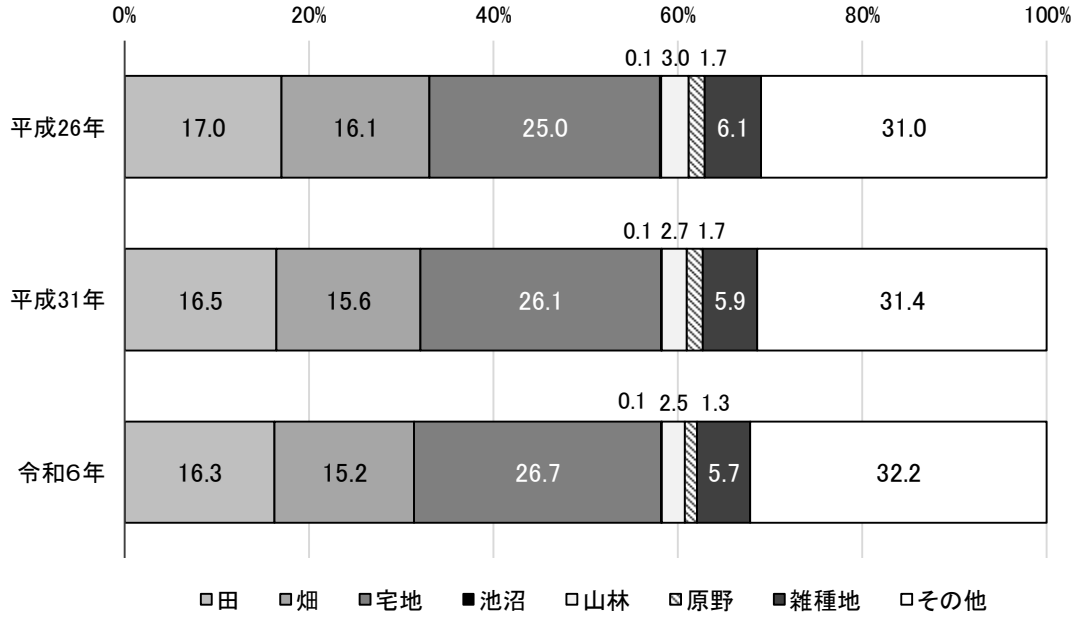

【土地利用規制面積（統計坂戸令和４年度版）】

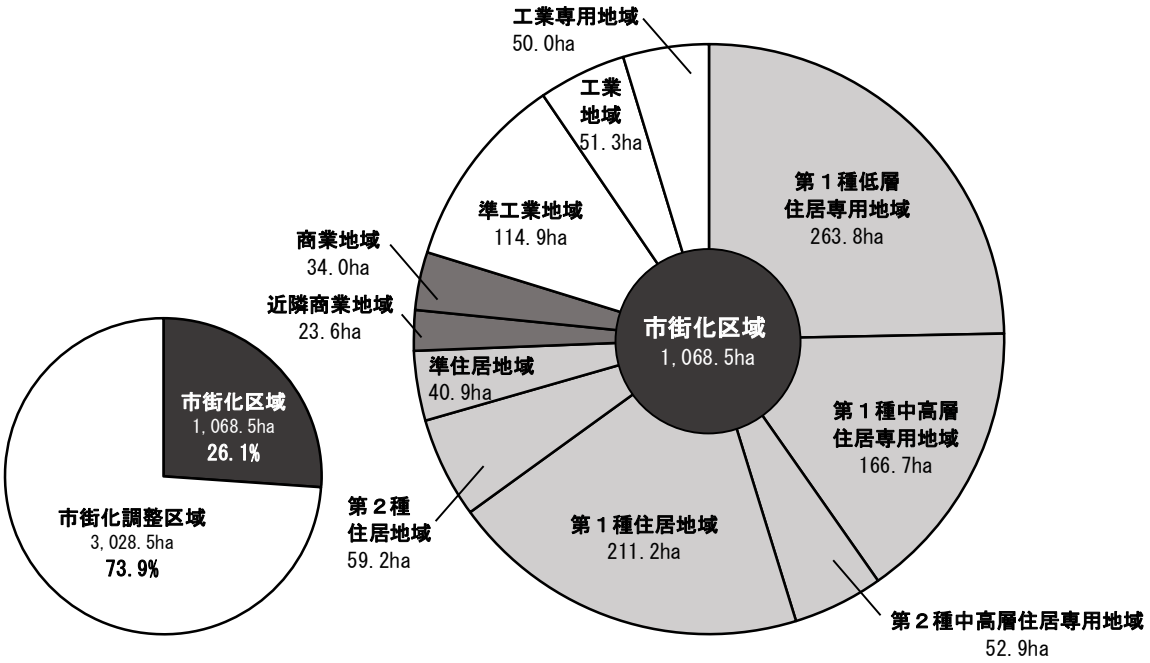

５　産業

産業別就業者数は、令和２年現在43,321人であり、第３次産業が特に多く30,699人で70.9%を占め、第２次産業が11,198人（25.8%）、第１次産業が530人（1.2%）である。平成22年以降就業者数は減少傾向となっている。

常住地による就業者割合では自宅を含めた市内が34.9%を占め、市外への流出は東京都及び川越市が多く、流入は川越市のほか、近隣の鶴ヶ島市、毛呂山町、東松山市が多くなっている。

【産業別就業者数（国勢調査：各年10月１日）】

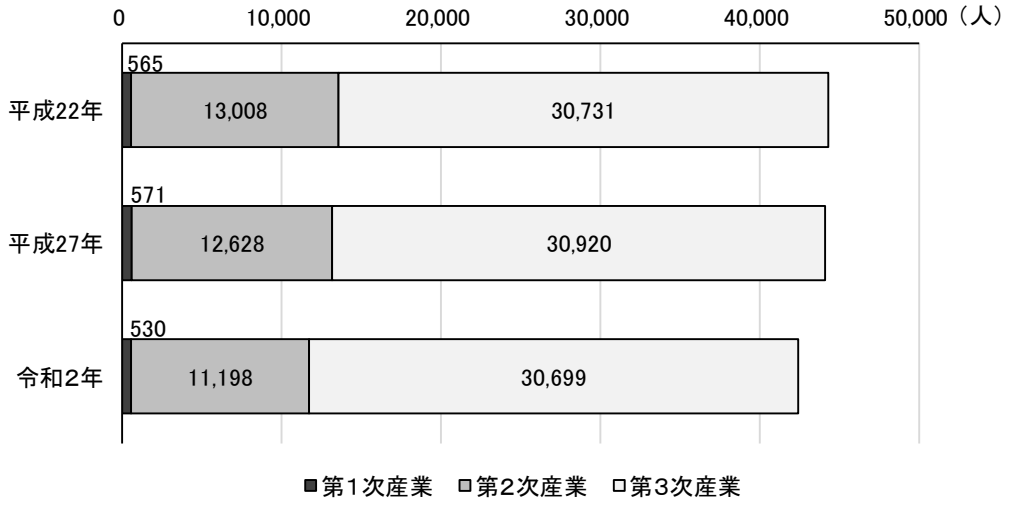

【常住地による就業者割合（国勢調査：令和２年10月１日）】

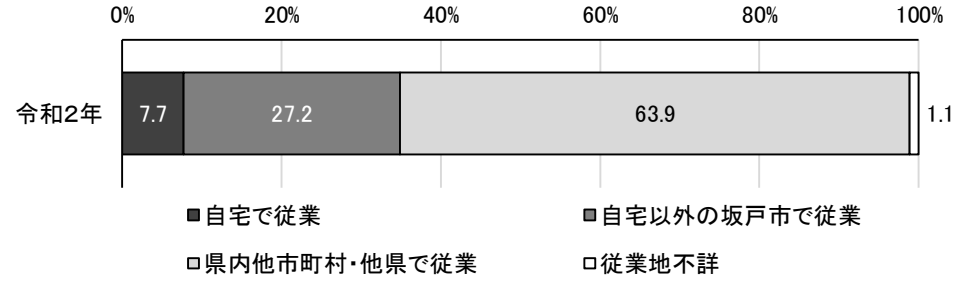

【常住地及び就業地別就業者数（国勢調査：令和２年10月１日）】

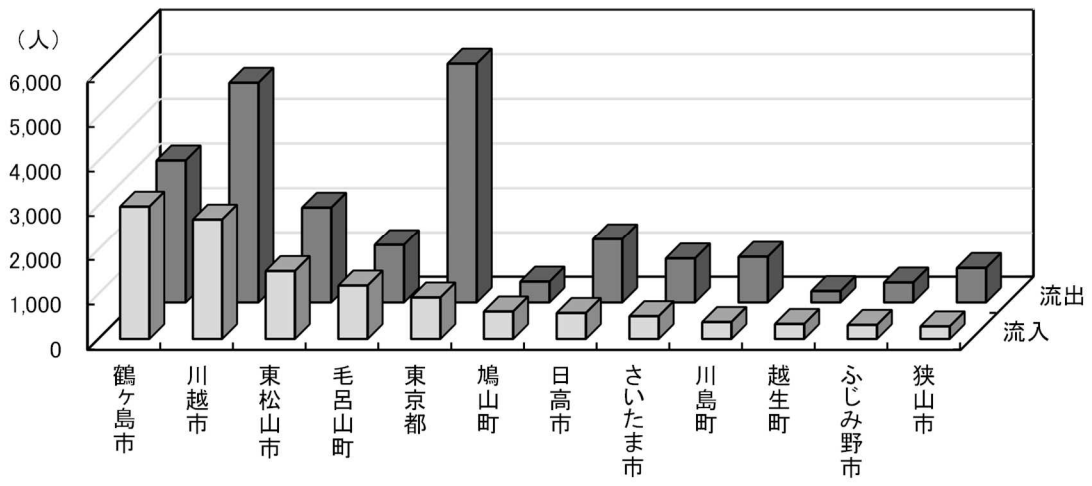

第４節　防災の基本理念

平成23年の東日本大震災以降も、国内では平成28年に熊本地震、平成30年に北海道胆振東部地震、令和６年に能登半島地震など震度５以上規模の地震災害が複数回起こっており、さらには、令和６年８月８日に発生した日向灘の地震を受け、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、南海トラフ地震や北海道・三陸沖地震への警戒も高まっている。

風水害については、平成30年の西日本豪雨や、坂戸市においても大きな被害のあった令和元年東日本台風など、気候変動の影響で数十年に一度といわれる規模の自然現象が頻発しており、線状降水帯の発生や記録的短時間大雨情報の発表頻度も高くなっている。

このような災害への直接的な備えに加え、帰宅困難者対策、物流ネットワークの確保、電力の確保など、災害時の教訓を生かした具体的な体制整備・強化が求められている。

本計画の今回の改定に当たっては、過去の災害を受けて見直された災対法や県防災計画の改定を踏まえ、災害の発生を防ぐことは不可能であったとしても、人命が失われないことを最重視し、経済的被害をできるだけ少なくし、市民生活への影響を最小限にとどめるよう、総合的な対策を進めるものとする。

そのために、次の４点を基本方針とする。

① 被害を最小限にとどめるために、日頃から減災を重視した取組を進める。
② 防災・減災に関する総合的な行政運営の指針として本計画を活用する。
③ 市民が自ら地域防災を進めるための指針・資料として本計画を活用する。
④ 災害発生時には、市民、企業・事業所、行政及び防災関係機関が連携した取組を進める。

第５節　計画の効果的推進

１　自助、共助による減災への取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進める。

２　ジェンダー主流化※をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大する等、ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を進める。

※ジェンダー主流化：
ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点）から、各種制度や事業において性別を理由に異なる結果がもたらされていないか精査を行い、男女間の格差が生じている場合には、ジェンダー平等の達成に向けて取り組み、事業効果の向上を図ること。

３　人的ネットワークの強化

市、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平常時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

４　デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。

５　計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進める。

- 計画、マニュアル類の作成や定期的な点検・検証、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 点検や訓練から得られた関係機関等間の調整に必要な事項や教訓等の反映

また、本計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに、制度等の整備、改善等について検討、実施する。

６　計画の習熟と周知徹底

本計画の推進を図るために、市、防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するように努める。

第２章　防災体制

災害対策を総合的かつ円滑に実施するために、災害対策上重要な組織として次の組織を整備し、防災体制を整える。

【行政の防災組織】

組 織 名	概　　要
坂戸市防災会議	●地方自治法第138条の４第３項に規定する市の附属機関とし、災対法第42条に基づき本計画の策定を行う。
坂戸市水防協議会	●水防法第34条に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項について調査審議を行う。
災害対策本部 現地災害対策本部	●市の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災対法第23条の２の規定に基づき設置し、災害応急・復旧対策を実施する。
消防機関	１　坂戸・鶴ヶ島消防組合 ●消防本部、消防署で構成し、災害予防・応急対策を実施する。 ２　坂戸市消防団 ●団本部、分団で構成し、災害予防・応急対策を実施する。
水防機関	１　坂戸市 ●水防管理団体として、坂戸市水防計画に基づき、水害予防・応急対策を実施する。 ２　坂戸市水防団 ●市内における河川等の洪水のおそれがあると認めたときから、洪水の危険が解消するまでの間、水防活動を実施する。

【市民の防災組織（災害対策上重要な組織として市民に整備を要請する）】

組 織 名	概　　要
区・自治会本部	市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、各地域に自主防災組織等の市民団体が主体となって設置し、災害応急・復旧・復興対策を実施する。
自主防災組織	各地区において、市民が自主的に防災活動を行う。

第１節　坂戸市防災会議

第１　組織

指定地方行政機関、県の機関、警察の機関、市の機関、教育機関、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び坂戸市自主防災組織連絡協議会で構成する。

【市防災会議の構成】

区分	定数	概要
会長	１人	市長
１号委員	４人以内	指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
２号委員	６人以内	県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
３号委員	１人	県警察の警察官のうちから市長が任命する者
４号委員	13人以内	市長がその部内又は市の加入する一部事務組合の職員のうちから指名する者
５号委員	１人	市の教育委員会の教育長
６号委員	１人	市の消防団長
７号委員	７人以内	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
８号委員	１人	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

◇資料

【資料１－１　坂戸市防災会議条例】（p.1）
【資料３－１　坂戸市防災会議委員】（p.155）

第２　所掌事務

所掌事務については、次のとおりとする。

・本計画を作成し、その実施を推進すること。
・市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
・前記の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
・上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第２節　坂戸市水防協議会

第１　組織

関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者で構成する。

【市水防協議会の構成】

区分	定数	概　要
会長	１人	市長（水防管理者）
委員	11人以内	関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、又は委嘱する。

◇資料

【資料１－２　坂戸市水防協議会条例】（p.3）
【資料３－２　坂戸市水防協議会委員】（p.156）

第２　所掌事務

所掌事務については、次のとおりとする。

・市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議し、意見を答申すること。

第３節　防災機関等の役割

第１　防災機関等の役割

１　市の役割

市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域に係る防災に関する本計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

名　称	主　な　役　割
坂戸市	１　防災会議の開催及び災害対策本部の設置に関すること。 ２　災害予防 （１）防災に関する組織の整備に関すること。 （２）防災に関する訓練の実施に関すること。 （３）防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。 （４）防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。 （５）前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 ３　災害応急対策 （１）情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 （２）警報の伝達及び避難情報の発令に関すること。 （３）水防その他の応急措置に関すること。 （４）被災者の救難、救助その他保護に関すること。 （５）避難所の運営に関すること。 （６）被災者支援に関すること。 （７）災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 （８）施設及び設備の応急復旧に関すること。 （９）清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (10) 緊急輸送の確保に関すること。 (11) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること。 ４　災害復旧・復興 （１）被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関すること。
坂戸市水防団	１　水災の警戒及び防御に関すること。 ２　水防の活動に関すること。

２　県の機関の役割

名　称	主　な　役　割
川越比企地域振興センター	1　県災害対策本部川越現地災害対策本部の設置に関すること。 2　災害情報の収集及び報告に関すること。 3　防災関係機関との連絡調整に関すること。 4　市町村情報連絡員制度に関すること。 5　災害応急対策に必要な応援措置に関すること。 6　市町村の支援要請に関すること。
飯能県土整備事務所	1　降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2　洪水予報及び水防警報に関すること。 3　土砂災害防止に関すること。 4　河川、道路、橋りょう等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。 5　県道等主要道路の啓開に関すること。 6　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣要請に関すること。 7　直轄管理施設との情報共有に関すること。
川越農林振興センター	1　農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 2　種もみ、その他営農資機材の確保に関すること。 3　被災者の食糧の確保・輸送に関すること。 4　農作物に対する病害虫の防除及び指導に関すること。 5　農業災害融資・農業に関係する共済に関すること。 6　農地、林地、農林水産業施設等の保全や災害対策に関わること。
坂戸保健所	1　保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 2　医療品、衛生材料及び各種資材の調達、あっせんに関すること。 3　細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 4　そ族昆虫駆除に関すること。 5　伝染病発生に伴う調査及び防疫活動に関すること。 6　災害救助食品の衛生に関すること。 7　病院、診療所に関すること。 8　被災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。 9　要配慮者の安全に関すること。 10　救助法に関すること。 11　地域災害保健医療対策会議の設置に関すること。 12　埋・火葬の調整に関わること。 13　動物愛護、特定動物対策に関わること。
西部福祉事務所	1　災害ボランティアに関すること。 2　災害時等の要配慮者対策に関すること。 3　各種福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4　社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 5　その他救援に関すること。
西入間警察署	1　防災意識の高揚に関すること。 2　装備資機材の整備に関すること。 3　気象状況やその他の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 4　避難者の誘導等に関すること。 5　交通規制及び緊急輸送車両の確認及び誘導に関すること。 6　救助活動に関すること。 7　災害状況の調査に関すること。 8　遺体の検視（見分）に関すること。 9　被災地における犯罪の予防及び取締りに関すること。

名　称	主　な　役　割
西入間警察署	10　災害広報に関すること。
西部教育事務所	1　児童、生徒の安全の確保及び保健衛生に関すること。 2　応急教育の実施に関すること。 3　学用品の確保、調達に関すること。 4　授業料の減免措置に関すること。 5　文化財の保護に関すること。 6　県立学校施設の応急復旧に関すること。 7　その他教育に関すること。

３　消防機関の役割

消防機関の役割は次のとおりとする。

名　称	主　な　役　割
坂戸・鶴ヶ島消防組合	1　火災予防、火災防ぎょに関すること。 2　災害防除、災害による被害軽減に関すること。 3　救急・救助活動に関すること。
坂戸市消防団	1　火災の予防及び警戒に関すること。 2　消火の活動に関すること。 3　その他災害防除業務に関すること。

４　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災基本計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、本市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

○　指定地方行政機関の役割

名　称	主　な　役　割
関東管区警察局	1　管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2　他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること。 3　管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 4　警察通信の確保及び統制に関すること。
関東財務局	1　災害査定立会に関すること。 2　金融機関等に対する金融上の措置に関すること。 3　地方公共団体に対する融資に関すること。 4　国有財産の管理処分に関すること。
関東信越厚生局	1　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 2　関係職員の派遣に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。
関東農政局	1　災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。

名　称	主　な　役　割
関東農政局	２　応急対策 （１）管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 （２）飲食料品、油脂、農畜産物、飼料、種子等の安定供給に関すること。 （３）農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 （４）営農技術指導、家畜の移動に関すること。 （５）災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 （６）応急用食料・物資の支援に関すること。 （７）農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 （８）食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 （９）関係職員の派遣に関すること。 ３　復旧対策 （１）農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 （２）災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
関東地方整備局	管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 １　災害予防 （１）災害対策の推進に関すること。 （２）危機管理体制の整備に関すること。 （３）災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。 （４）防災教育等の実施に関すること。 （５）防災訓練に関すること。 （６）再発防止対策の実施に関すること。 ２　災害応急対策 （１）災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。 （２）活動体制の確保に関すること。 （３）災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。 （４）災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。 （５）災害時における応急工事等の実施に関すること。 （６）災害発生時における交通等の確保に関すること。 （７）緊急輸送に関すること。 （８）二次災害の防止対策に関すること。 （９）ライフライン施設の応急復旧に関すること。 (10) 地方公共団体等への支援に関すること。 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）」の派遣に関すること。 (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。 ３　災害復旧・復興 （１）災害復旧の実施に関すること。 （２）都市の復興に関すること。 （３）被災事業者等への支援措置に関すること。
関東地方整備局荒川上流河川事務所	１　災害予防対策 （１）河川施設の整備及び災害に対する安全性の確保に関すること。 （２）災害危険区域の把握又は指導に関すること。 （３）防災上必要な教育・訓練に関すること。 ２　災害応急対策 （１）災害対応業務災害情報の収集、連絡及び通信の確保等に関すること。

名　称	主　な　役　割
関東地方整備局荒川上流河川事務所	（２）災害に関する予報・警報の発表及び法律に関すること。 （３）水防活動の指導に関すること。 （４）災害時における応急工事等の実施に関すること。 （５）市への支援に関すること。 ３　災害復旧 （１）災害復旧の推進に関すること。 （２）再度災害の防止に関すること。
関東森林管理局	１　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。 ２　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	１　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 ２　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ３　被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	１　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 ２　鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
関東運輸局埼玉運輸支局	１　災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。 ２　災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 ３　災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること。
東京航空局東京空港事務所	１　災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。 ２　遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ３　災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
川越労働基準監督署	災害復旧工事における労働災害の防止に関すること。
東京管区気象台（熊谷地方気象台）	１　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 ２　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ３　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ４　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ５　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 ６　災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チーム：ＪＥＴＴ）
関東総合通信局	１　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 ２　災害時テレコム支援チーム（ＭＩＣ－ＴＥＡＭ）による災害対応支援に関すること。 ３　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 ４　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。

名　称	主　な　役　割
関東総合通信局	5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東地方測量部	1　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2　災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 3　地殻変動の監視に関すること。
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	1　災害応急対策に係る情報の収集、水難救助等に関すること。 2　緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること。 3　その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関すること。
関東地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。
北関東防衛局	1　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

○　自衛隊の役割

名　称	主　な　役　割
陸上自衛隊第32普通科連隊 航空自衛隊中部航空方面隊	1　災害派遣の準備 （1）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 （2）自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 （3）地方公共団体の地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 2　災害派遣の実施 （1）人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

○　一部事務組合の役割

名　称	主　な　役　割
坂戸・鶴ヶ島消防組合	1　地形や地域の状況から危険地域を把握し、地域構造を改善することや安全確保に関すること。 2　防火・防災思想の普及に関すること。 3　気象状況やその他の災害に関わる情報の収集・伝達に関すること。 4　災害時における救助及び救急活動に関すること。 5　危険物の管理や取締りに関すること。
広域静苑組合	災害時における火葬及び霊柩業務に関すること。
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	1　災害時における上水道に関すること。 2　災害時における飲料水の確保に関すること。 3　給水車等による浄水の供給に関すること。
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	1　災害時における下水道に関すること。 2　雨水幹線の溢水対策に関すること。

名　称	主　な　役　割
坂戸地区衛生組合	災害時におけるし尿処理に関すること。

○　指定公共機関の役割

名　称	主　な　役　割
東日本電信電話株式会社埼玉事業部 株式会社ＮＴＴドコモ	１　電気通信設備の整備に関すること。 ２　災害時における重要通信の確保に関すること。 ３　被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
ＫＤＤＩ株式会社	１　災害時における重要通信の確保に関すること。 ２　災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
日本郵便株式会社	１　救助法の適用時における郵便、貯金、保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 ２　所有又は管理する備品の提供に関すること。 ３　郵便局又は坂戸市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供に関すること。 ４　避難所への臨時的な郵便差出箱の設置に関すること。
日本赤十字社埼玉県支部	１　災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと。 ２　救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 ３　主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。
日本放送協会（ＮＨＫ）さいたま放送局	１　防災知識の普及に関すること。 ２　災害応急対策等の周知徹底に関すること。 ３　災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
日本通運株式会社埼玉支店	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備及び配車に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	１　災害時における電力供給に関すること。 ２　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 ３　災害時における停電復旧に関すること。

○　指定地方公共機関の役割

名　称	主　な　役　割
東武鉄道株式会社	１　鉄道施設等の安全確保に関すること。 ２　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 ３　災害時における帰宅困難者の対策に関すること。

名　称	主　な　役　割
一般社団法人埼玉県トラック協会川越支部	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。
坂戸ガス株式会社 角栄ガス株式会社	1　災害時におけるガス供給に関すること。 2　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
株式会社テレビ埼玉	1　防災知識の普及啓発に関すること。 2　応急対策等の周知徹底に関すること。 3　災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
株式会社エフエムナックファイブ	1　防災知識の普及啓発に関すること。 2　応急対策等の周知徹底に関すること。 3　災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
一般社団法人埼玉県医師会 一般社団法人埼玉県歯科医師会 公益社団法人埼玉県看護協会	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　災害時における医療救護活動の実施に関すること。
一般社団法人埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。
一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会坂戸支部	1　ＬＰガス供給施設の安全保安に関すること。 2　ＬＰガスの供給の確保に関すること。 3　カセットボンベを含むＬＰガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。 4　自主防災組織等がＬＰガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。

５　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第７条第１項）

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

- 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- 災害時における広報等に協力すること。
- 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- 被災者の救助業務に協力すること。
- 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- 被害状況の調査に協力すること。

○　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

名　称	主　な　役　割
中里用水土地改良区 株木用水土地改良区 入西北部土地改良区	農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会 坂戸鶴ヶ島歯科医師会	1　医療及び助産活動の協力に関すること。 2　防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3　災害時における医療救護活動の実施に関すること。
一般社団法人坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	1　医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 2　医薬品の調達、供給に関すること。 3　各機関と薬剤師との連絡活動に関すること。
公益社団法人埼玉県柔道整復師会	災害時における柔道整復師法の規定に基づく業務の実施に関すること。
農業協同組合（ＪＡいるま野）	1　市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5　農産物の需給調整に関すること。 6　災害時における応急生活物資の供給に関すること。
生活協同組合（生活協同組合コープみらい、パルシステム埼玉、生活クラブ生活協同組合）	1　応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。 2　災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。 3　災害時における応急生活物資の供給に関すること。
社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会	1　要配慮者の支援に関すること。 2　災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
坂戸市商工会 商工業関係団体	1　市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2　災害時における物価安定についての協力に関すること。 3　救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等	1　避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2　被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3　災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設	1　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2　災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
学校法人	1　避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2　被災時における教育対策に関すること。 3　被災施設の災害復旧に関すること。
社会教育関係団体	市が実施する応急対策についての協力に関すること。

６　災害時応援協定締結団体・事業者の役割

協定締結団体等は、災害発生時には、協定に基づき市と連携し応急対策活動を行う。災害時の活動を迅速かつ円滑に行うためには、応急対策及び復旧復興対策活動体制時に対応した担当課が平常時から連携しておくことが重要である。

次表のとおり各協定の担当を定め、担当と協定締結先は、平常時から定期的に協定内容の確認や連絡先の交換などを行う。

【災害時応援協定担当一覧】

令和７年２月時点

協定名称	協定締結先	担当	資料番号
１　災害防御・救助に関する協定			
消防組織法第24条第2項に基づく応援協定	坂戸･鶴ヶ島消防組合	総務部(統括班)	資料2－1－1 (p.10)
埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県	総務部(統括班)	資料2－1－2 (p.11)
災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人犬の総合教育社会化推進機構	総務部(統括班)	掲載なし
災害時における応急対策に関する協定	埼玉土建一般労働組合坂戸支部	総務部(統括班)	資料2－1－3 (p.13)
災害救助艇の使用等に関する協定	坂戸･鶴ヶ島消防組合	総務部(統括班)	資料2－1－4 (p.15)
２　自治体間相互応援協定			
大規模災害時における相互応援に関する協定	熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村	総務部(統括班)	資料2－2－1 (p.16)
災害時における相互応援に関する協定	川越市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町、鳩山町	総務部(統括班)	資料2－2－2 (p.18)
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内全市町村	総務部(統括班)	資料2－2－3 (p.20)
新潟県南魚沼市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定	新潟県南魚沼市	総務部(統括班)	資料2－2－4 (p.28)
長野県中野市と埼玉県坂戸市の災害時における相互応援に関する協定	長野県中野市	総務部(統括班)	資料2－2－5 (p.30)
大規模災害時における避難に関する応援協定	新潟県南魚沼市	総務部(統括班)	資料2－2－6 (p.32)
３　総合支援協定			
災害時における総合的な支援に関する協定	坂戸･鶴ヶ島防火安全協会	総務部(統括班)	資料2－3－1 (p.33)
４　応急救護に関する協定			
災害時の医療救護に関する協定	(一社)坂戸鶴ヶ島医師会	こども健康部(保健衛生班)	資料2－4－1 (p.35)
災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	(公社)埼玉県柔道整復師会川越支部(旧埼玉県接骨師会川越支部)	こども健康部(保健衛生班)	資料2－4－2 (p.37)

協定名称	協定締結先	担当	資料番号
災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	こども健康部（保健衛生班）	資料２－４－３（p.38）
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	坂戸鶴ヶ島歯科医師会	こども健康部（保健衛生班）	資料２－４－４（p.40）
５　情報収集・提供に関する協定			
アマチュア無線による災害時応援協定	坂戸アマチュア無線クラブ	総務部（統括班）	資料２－５－１（p.44）
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社（旧東京電力株式会社川越支社）	総務部（統括班）	資料２－５－２（p.45）
災害発生時における坂戸市と坂戸市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社坂戸郵便局（旧郵便事業株式会社坂戸支店）	総務部（統括班）	資料２－５－３（p.47）
災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局	総務部（統括班）	資料２－５－４（p.49）
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	総務部（統括班）	掲載なし
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン関東エリアグループ	総務部（統括班）	掲載なし
６　被災者・帰宅困難者支援に関する協定			
災害時における支援協力に関する協定	坂戸市ゴルフ練習場防災連絡協議会	総務部（統括班）	掲載なし
災害時における協力体制に関する協定	女子栄養大学、城西大学	総務部（統括班）	資料２－６－１（p.50）
	明海大学		資料２－６－２（p.52）
災害時における総合的支援に関する協定	株式会社セレモア埼玉本社	総務部・環境産業部（統括班・環境衛生班）	資料２－６－３（p.53）
	株式会社メモリード		掲載なし
災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	(社福)十善会、(社福)プラモウト・サークルクラブ、(社福)栄光会	福祉部（福祉班）	資料２－６－４（p.54）
	(社福)シャローム埼玉		掲載なし
	(医)新都市医療研究会〔関越〕会、(社福)久壽会、(医)刀仁会		資料２－６－５（p.64）
	(医)靖和会		掲載なし
災害時における県立学校等の使用に関する覚書	埼玉県立特別支援学校坂戸ろう学園、埼玉県立坂戸高等学校	総務部（統括班）	掲載なし
災害時における葬祭協力等に関する協定	埼玉葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	環境産業部（環境衛生班）	資料２－６－６（p.70）
災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定	大和ハウス工業株式会社東京本店、大和ハウスプロパティマネジメント株式会社	総務部（統括班）	掲載なし
７　広報・報道に関する協定			
災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム埼玉・東日本（旧株式会社ジェイコム北関東）	総合政策部（広報班）	掲載なし

協定名称	協定締結先	担当	資料番号
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	総合政策部（広報班）	掲載なし
安全・安心のまちづくり貢献型電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社	総務部（統括班）	掲載なし
防災行政無線の再送信連携に関する覚書	株式会社ジェイコム埼玉・東日本	総合政策部（広報班）	資料２－７－１（p.75）
８　物資供給（食料品・飲料水・生活必需品・資機材・燃料等）に関する協定			
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	いるま野農業協同組合	こども健康部（物資班）	資料２－８－１（p.78）
災害時における生活物資の優先的な供給協力に関する協定	株式会社カインズ、株式会社マミーマート	こども健康部（物資班）	掲載なし
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい（旧さいたまコープ）	こども健康部（物資班）	資料２－８－２（p.79）
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（旧三国コカ・コーラボトリング株式会社）	こども健康部（物資班）	資料２－８－３（p.81）
大規模災害時における救援物資提供に関する協定	大塚ウエルネスベンディング株式会社関東支店（旧大塚製薬株式会社大宮支店）	こども健康部（物資班）	掲載なし
災害時における救援物資提供に関する協定	株式会社伊藤園	こども健康部（物資班）	資料２－８－４（p.82）
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	コーエィ株式会社	都市整備部（土木班）	資料２－８－５（p.83）
災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会坂戸支部	こども健康部（物資班）	掲載なし
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	こども健康部（物資班）	掲載なし
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	ウエルシア薬局株式会社	こども健康部（物資班）	掲載なし
災害時における物資提供等の協力に関する協定	ムサシ王子コンテナー株式会社	こども健康部（物資班）	資料２－８－６（p.84）
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	都市整備部（土木班）	掲載なし
災害におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定	(一社)日本キッチンカー協会	総務部（統括班）	資料２－８－７（p.86）
９　輸送に関する協定			
災害時における人員輸送等の協力体制に関する協定	(一社)埼玉県バス協会西部地区部会	総合政策部（輸送班）	掲載なし
災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会川越支部	総合政策部（輸送班）	資料２－９－１（p.88）
10　廃棄物処理・生活衛生に関する協定			
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	環境産業部（環境衛生班）	資料２－10－１（p.90）
災害時における生活環境の支援及びし尿処理に関する協定	株式会社坂戸公衛社、笹沼商事株式会社、有限会社正和清掃社	環境産業部（環境衛生班）	資料２－10－２（p.92）

協定名称	協定締結先	担当	資料番号
ごみ処理に関する相互支援協定	埼玉西部環境保全組合	環境産業部 （環境衛生班）	資料2－10－3 （p.99）
災害時における災害廃棄物等の処理等に関する協定	坂戸市総合建設業協同組合	環境産業部 （環境衛生班）	資料2－10－4 （p.101）
災害時における感染症予防に関する協定	埼玉環境衛生株式会社	こども健康部 （保健衛生班）	資料2－10－5 （p.103）
災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定	日野興業株式会社埼玉支店	環境産業部 （環境衛生班）	資料2－10－6 （p.105）
災害時における井戸水の給水協力に関する協定	株式会社丸天興業	環境産業部 （環境衛生班）	資料2－10－7 （p.107）
災害時における自走式仮設水洗トイレの提供に関する協定	株式会社川口自動車工業	環境産業部 （環境衛生班）	資料2－10－8 （p.110）
災害時における路面清掃に関する協定	笹沼商事株式会社	環境産業部 （環境衛生班）	資料2－10－9 （p.112）
災害時における災害廃棄物等の収集・運搬等に関する協定	有限会社坂戸公衛社、有限会社正和清掃社、笹沼商事株式会社	環境産業部 （環境衛生班）	資料2－10－10 （p.114）
	有限会社菅原産業、誠光産業有限会社、有限会社城西紙業		掲載なし
11　家屋被害認定調査に関する協定			
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	総務部 （家屋調査班）	資料2－11－1 （p.120）
12　生活支援に関する協定			
災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	都市整備部 （被害調査班）	資料2－12－1 （p.122）
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	市民部 （市民生活班）	資料2－12－2 （p.123）
災害時における被災者等支援の実施に関する協定	埼玉県行政書士会	市民部 （市民生活班）	資料2－12－3 （p.125）
13　災害復旧に関する協定			
災害時における応急復旧工事に関する変更協定	坂戸市総合建設業協同組合	都市整備部 （土木班）	資料2－13－1 （p.128）
災害時における応急復旧工事に関する変更協定	ほんね会	都市整備部 （土木班）	資料2－13－2 （p.130）
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	都市整備部 （土木班）	資料2－13－3 （p.131）
災害時における下水道設備の復旧支援協力に関する協定	株式会社丸島アクアシステム、株式会社石垣、日新電機株式会社	都市整備部 （土木班）	資料2－13－4 （p.135）
災害時における下水道設備の復旧支援協力に関する協定	株式会社クボタ、クボタ機工株式会社	都市整備部 （土木班）	資料2－13－5 （p.137）
14　その他災害時応援協定			
災害時における坂戸市指定金融機関の事務取扱に関する協定	株式会社埼玉りそな銀行	会計課（支援班）	資料2－14－1 （p.139）
15　埼玉県・消防等の応急対策			
災害時における帰宅困難者支援に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市	総務部（統括班）	資料2－15－1 （p.140）

協定名称	協定締結先	担当	資料番号
埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県内全市町村	総務部（統括班）	資料2－15－2 （p.142）
関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定	関越自動車道埼玉県消防連絡協議会	総務部（統括班）	資料2－15－3 （p.144）
緊急通行車両等の確認事務処理要領	埼玉県	総務部（統括班）	資料2－15－4 （p.146）

第４節　防災体制

第１　災害対策本部及び現地災害対策本部

１　組織

災害対策本部は、災対法、坂戸市災害対策本部条例及び本計画の定めるところにより、市役所庁舎に設置し、災害時における応急及び復旧対策を行う。

災害対策本部は、災害対策本部長（市長）、副本部長（副市長及び教育長）、本部員（各部長ほか、市長が認めた者）、災害対策に従事する職員をもって組織する。

現地災害対策本部は、地域防災拠点に設置し、市職員が運営を行う。

２　任務

災害対策本部は、市域の状況を把握するとともに、県や関係機関と調整を行い、各地域に被害状況に応じた対策を講じる。

現地災害対策本部は、情報伝達、市民の救助や避難、物資の配給等、地域の防災活動の拠点とするとともに、災害対策本部と区・自治会本部との接点の役割を果たす。

◇資料

【資料１－３　坂戸市災害対策本部条例】（p.5）

３　業務継続計画（ＢＣＰ）

業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

第２　消防機関

１　組織

（１）坂戸・鶴ヶ島消防組合

坂戸・鶴ヶ島消防組合は、消防本部、坂戸消防署、鶴ヶ島消防署で構成され、市内には、消防本部、坂戸消防署、東分署及び西分署がある。

坂戸・鶴ヶ島消防組合の消防本部及び消防署（分署）の所在地等は、次のとおりである。

【消防本部、消防署等一覧】

所属名称	住　所	電　話
消防本部	鎌倉町16-16	281－3119
坂戸消防署	〃	281－3494
坂戸消防署東分署	大字中小坂469-3	284－0119
坂戸消防署西分署	西坂戸3-1-5	285－1119

◇資料
【資料３－１６　消防機関の現況】（p.185）

（２）坂戸市消防団

坂戸市消防団は、団本部及び６分団から構成され、消防車両としてポンプ車、多機能車等を配備している。消防団の管轄地区等については、次のとおりである。

【坂戸市消防団管轄地区一覧表】

分団名	車庫・詰所	管轄	車庫詰所
団本部	本部	坂戸市全域	鎌倉町16-16
	多機能部隊		
	機能別団員		
三芳野分団	第１	紺屋、中小坂、東坂戸一・二丁目、横沼、小沼、青木	紺屋435-4
	第２		小沼838-2
勝呂分団	第１	石井、島田、赤尾、塚越、戸宮、栄、千代田五丁目	石井1877-4
	第２		塚越1255-2
坂戸分団	第１	日の出町、本町、千代田一～四丁目、八幡一・二丁目、南町、緑町、関間一～四丁目、山田町、元町、仲町、泉町、泉町二・三丁目、粟生田、伊豆の山町、溝端町、薬師町、清水町、浅羽、浅羽野一～三丁目、花影町、三光町、中富町、片柳、片柳新田、上吉田、末広町、芦山町、柳町、鎌倉町、大字坂戸	薬師町3646-5
	第２		片柳1830-1
	第３		浅羽野2-2-3
入西分団	第１	新堀、中里、塚崎、北大塚、北峰、堀込、にっさい花みず木一～八丁目、西インター一・二丁目、小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、今西、金田、沢木、東和田、新ケ谷、戸口	新堀265-3
	第２		戸口471-1
大家分団	第１	森戸、四日市場、多和目、西坂戸一～五丁目、けやき台、萱方、厚川、欠ノ上、成願寺、鶴舞一～四丁目	森戸612-19
	第２		厚川135-1
女性分団	－	坂戸市全域	鎌倉町16-16

第３　水防機関

１　組織

市により、水防事業及び水防活動を実施する。なお、坂戸市水防団は、坂戸市消防団の組織をもって水防団の組織とし、団本部及び６分団で構成する。

２　任務

市は、坂戸・鶴ヶ島消防組合と連携して、洪水のおそれがあると認められたときから洪水の危険が解消されるまでの間、水防本部を設置し、水防上必要な監視及び通信の確保連絡並びに水防工法等の活動を行う。

第３章　防災訓練

第１節　基本方針

第１　趣旨

防災訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、市全体の危機・災害対応力の強化を図る。

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努める。また、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関係機関が連携し、各種訓練を計画的に実施する。

第２　目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚、関係する機関同士の強固な連結の推進による市全体の危機・災害対応力の強化であり、以下の点に注意しながら行うものとする。

（１）防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。

（２）防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。

（３）住民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をするべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。

（４）防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。

（５）防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。

第２節　現況と実施計画

市は、市民及び関係機関・団体を対象に毎年防災訓練を実施している。また、区・自治会、自主防災組織においても、独自に防災訓練を実施しており、自主防災組織連絡協議会でも、各支部において避難所運営訓練を行う等、市民の防災に関する取組姿勢は積極的である。今後も市民、行政及び関係機関・団体が協力し、被害想定や計画に基づいた実践的な防災訓練を行う。

水防に関しては、毎年水防団員を対象とした水防訓練を実施する。

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市民及び関係機関・団体と防災訓練を実施する。	総務部 坂戸・鶴ヶ島消防組合
●自主防災組織が実施する訓練を支援する。	総務部
●坂戸市業務継続・職員行動計画に基づく職員訓練を実施する。	全部・全施設
●防火管理規程に基づく防火防災訓練を実施する。	各施設所管課
●小・中学校は、危機管理マニュアルに基づき、一斉安全確保訓練（シェイクアウト訓練）や避難訓練を定期的に実施する。 ●中学校は、自主防災組織が行う防災訓練に生徒が参加するよう促す。	小・中学校
●保育園、福祉施設は、一斉安全確保訓練（シェイクアウト訓練）や避難訓練を定期的に実施する。	保育園 福祉施設
●水防訓練を実施し、水防団員及び現地対応班指定職員※の水防知識及び技術の習得を図る。 ●区・自治会、自主防災組織と連携し、洪水による避難指示の発令を想定した避難訓練を実施する。	市民部 坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市水防団

※現地対応班指定職員：災害現地で活動するためにあらかじめ指定した職員

【市民】

計画内容
●区・自治会、自主防災組織は、実践的な防災訓練を行う。 ●区・自治会、自主防災組織は、河川の氾濫等による避難情報の発令を想定した避難訓練を実施する。

【企業・事業所】

計画内容
●企業・事業所内における防災訓練を定期的に実施する。 ●地域の防災訓練に参加・協力する。

第４章　調査研究

第１節　基本方針

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、市や国、県等による地域特性等の基礎的調査研究を推進し、実践的な震災対策を進めるための自然科学や社会科学等の分野についての最新の調査研究を参考とする。

第２節　実施計画

第１　基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度等の地域特性を詳細に把握し、震災対策や水害対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。

【行政】

計画内容	担当
１　地震被害想定に関する調査研究 ●震災対策を効果的に実施するために、県が実施した調査の内容を踏まえ、被害の規模や特徴を把握する。	総務部
２　水害に関する調査研究 ●既往水害に関する被災住民の経験等をまとめ、水害対策に役立てる。 ●国、県が公表する想定を踏まえ、防災マップ（ハザードマップ）等を更新する。 ●近年の気象変化に伴う集中豪雨や局地的大雨（ゲリラ豪雨）の状況や、市の地形条件による被害地区の把握に努める。	総務部 都市整備部

第２　震災対策に関する調査研究の活用

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐にわたるため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

県は、震災の予防に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、これらの結果又は成果を公表していることから、市においてもこれらの成果を有効に活用する。